ホチキス・クリップ

第14号様式(第8条関係)
(その1)　※この収支報告書は，提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書　(平成 30 年分)

	(ふりがな)	(じゆうみんしゅとうみやぎけんしぶれんごうかい)
1	政治団体の名称	自由民主党宮城県支部連合会
2	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区上杉1丁目10−10
3	代表者の氏名	愛知　治郎
4	会計責任者の氏名	入野田　博

事務担当者(問合せ先)
(担当者)　都築　裕子
(電話)　022-227-3326
※上記の問合せ先は公表されます。

【注意事項】
※1 本紙に記載する内容は，問合せ先の欄を除き，政治団体に関して届出た内容と一致すること。(提出時点において異動等がある場合は，所定の手続により届出ること。)
※2 記載した内容を訂正する場合は，会計責任者の印によること。(解散の場合の訂正は，代表者印も必要であること。)
※3 領収書等の写しを添付する場合は，コピー機により複写し，A4サイズにより提出すること。(規則第9条第4項)
添付する順番は，収支報告書の記載順と同一とすること。
※4 本年の収入及び支出がともに「0(ゼロ)円」で，かつ，資産等が全て「無」の場合は，(その1)，(その2)，(その17)，(その20)の4枚のみ提出すること。
※5 選挙運動費用収支報告書と重複して収支を計上しないこと。

国会議員関係政治団体の区分
(政治資金規正法第19条の7第1項)※12月31日現在での指定の有無
□ 第1号に係る国会議員関係政治団体
□ 第2号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者等の氏名
・公職の種類　□ 衆議　□ 参議　院議員
・区分　□ 現職　□ 公職の候補者等

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
・報告対象年中に適用の異動の有無
■ 無・□ 有　※以下，異動「有」の場合のみ記載する
・特例の適用を受けていた期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

(その1)　全団体

政治団体の区分
■ 政党の支部　□ 政党
□ その他の政治団体(後援会等)　□ 政治資金団体
□ その他の政治団体の支部　□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
■ 宮城県(同一の都道府県の区域内) → 宮城県選管所管
□ 2以上の都道府県の区域等 → 総務大臣所管

資金管理団体の指定の有無
■ 無　□ 有　※12月31日現在での指定の有無
※以下，指定「有」の場合のみ記載する
・公職の種類　(　)選挙区
・区分　□ 現職　□ 公職の候補者等
・資金管理団体の届出をした者の氏名　(代表者本人)

資金管理団体の指定の期間
・報告対象年中に指定の異動の有無
■ 無　□ 有
※以下，異動「有」の場合のみ記載する
・資金管理団体の指定がされていた期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

受付印(本局)
収受 31.2.21 宮城県選挙管理委員会

受付印(支局等)
総務大臣所管団体

※下欄は選挙管理委員会が記入するので，政治団体は何も記入しないこと。

受付	受付年月日	年分	整理番号(右詰め)	入力	形式	照合
レ	31.2.21	30	3000086	三	レ	レ

資産等 領収書等	法第17条第2項適用	総務大臣所管団体	異動届	解散届
有・無 / 有・無	□	□	事・代 / 会・他	□

（その2）

収　支　の　状　況

1 収支の総括表

収入総額 ……	①	239,941,195 円	※②＋③
（前年からの繰越額） ……	②	129,615,592 円	※前年分の収支報告書の「翌年への繰越額」の金額と必ず一致すること。 ※報告年中に設立した団体は0（ゼロ）を記入すること。
（本年の収入額） ……	③	110,325,603 円	※前年からの繰越額を除き収入がない場合は0（ゼロ）を記入すること。 ※（その2）A+B+（その3）C+（その4）D+（その5）E+（その6）Fの合計
支出総額 ……	④	90,108,727 円	※（その13）Hと一致すること。
翌年への繰越額 ……	⑤	149,832,468 円	※①－④（マイナスにはなり得ないこと。）

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額 ……	A	9,402,481 円	※報告年中に政治団体として徴した会費等の総金額及び納入した実人数を記入すること。
員数 ……		10,746 人	

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	※	金額	備考	
（ア）個人からの寄附	⑥	17,485,000 円	※（その7）「個人からの寄附」の合計額G	内訳（その7） ※各区分ごとに作成
（うち特定寄附）		0 円	※⑥の内数（寄附者に㊒の表示がある寄附額の合計。）	
（イ）法人その他の団体からの寄附	⑦	0 円	※（その7）「法人その他の団体からの寄附」の合計額G ※政治資金規正法上は政党（支部）のみ	
（ウ）政治団体からの寄附	⑧	1,842,000 円	※（その7）「政治団体からの寄附」の合計額G	
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）	⑨	19,327,000 円	※⑥＋⑦＋⑧ ※（その7）の各区分ごとの合計額Gを合計した額と一致すること。	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）		0 円	※⑨の内数→（その8）を作成すること。	
イ 政党匿名寄附	⑩	0 円	※政治資金規正法上は政党（支部）のみ→（その9）を作成すること。	
合計（ア＋イ）	B	19,327,000 円	※⑨＋⑩	

（その3）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額	備考（政治資金パーティーの開催）					
		該当	年	月	日	開催場所名称	開催場所所在地（備考）
第20回政経セミナー	2,000,000 円	■	29	7	4	江陽グランドホテル 5F 鳳凰の間	仙台市青葉区本町2-3-1
第21回政経セミナー	61,600,000 円	■	30	7	3	江陽グランドホテル 5F 鳳凰の間	仙台市青葉区本町2-3-1
	円	□					
	円	□					
	円	□					
	円	□					
	円	□					
	円	□					
	円	□					
	円	□					
	円	□					
	円	□					
	円	□					
	円	□					
	円	□					
	円	□					
この頁の小計 ※	63,600,000 円						
合計 ⓒ	63,600,000 円						

※1 すべての事業収入（1円以上）について記載すること。
※2 政治資金パーティーを開催した場合は，該当欄にチェックをして，開催年月日及び開催場所（名称及び所在地）を記載し，共同開催の場合は，その旨及び当該他の政治団体名称も記載すること。
※3 本票の事業に関し支出がある場合は，（その13）の「(3)機関紙誌の発行その他の事業費」のアからエのいずれかの区分に分類・計上し，（その15）を作成すること。
※4 この用紙が2枚以上にわたる場合，「合計」欄は，最終ページにのみ記入すること。

（その5）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	小計	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党本部	■	15,218,920 円		東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	170,000 円	30 1 31	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	157,000 円	30 2 28	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	150,000 円	30 3 5	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	319,000 円	30 3 30	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	500,000 円	30 4 20	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	271,000 円	30 4 27	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	2,000,000 円	30 4 27	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	521,000 円	30 5 31	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	467,000 円	30 6 29	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	2,000,000 円	30 7 31	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	145,000 円	30 7 31	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	361,000 円	30 8 31	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	2,579,920 円	30 9 13	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	500,000 円	30 9 27	東京都千代田区永田町1-11-23	
この頁の小計	※	10,140,920 円			
合計	E	円			

※1 同一の本部又は支部からの交付金を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2 この用紙が2枚以上にわたる場合，「合計」欄は，最終ページにのみ記入すること。

（その5）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	小計	金額		年	月	日	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党本部	□	179,000	円	30	9	28	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	2,000,000	円	30	10	31	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	232,000	円	30	10	31	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	210,000	円	30	11	28	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	129,000	円	30	11	30	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	100,000	円	30	12	10	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	2,000,000	円	30	12	25	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部	□	228,000	円	30	12	27	東京都千代田区永田町1-11-23	
	□		円					
	□		円					
	□		円					
	□		円					
	□		円					
	□		円					
	□		円					
この頁の小計	※	5,078,000	円					
合計	E	15,218,920	円					

※1 同一の本部又は支部からの交付金を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2 この用紙が2枚以上にわたる場合，「合計」欄は，最終ページにのみ記入すること。

（その6）

(6) その他の収入

摘　要	金　額	年 月 日	備　考
自由民主購読料	10,500 円	30 2 16	
自由民主購読料	105,000 円	30 2 28	
自由民主党本部会議出張旅費	134,800 円	30 4 5	
自由民主党本部会議出張旅費	134,800 円	30 4 9	
自由民主党本部会議出張旅費	112,000 円	30 6 20	
女性局東京移動研修会費	320,000 円	30 8 20	
自由民主党本部会議出張旅費	156,800 円	30 9 27	
沖縄知事選出張旅費	150,000 円	30 11 9	
自由民主購読料	105,000 円	30 11 20	
北海道・東北ブロック女性局会議会費	340,000 円	30 11 24	
青年局ソフトボール大会会費	218,000 円	30 11 25	
自由民主購読料	105,000 円	30 12 20	
自由民主購読料還付金	100,000 円	30 12 25	
	円		
この頁の小計 ※	1,991,900 円		
1件10万円未満のもの	785,302 円		
合　計 F	2,777,202 円		

※1 「1件あたり10万円以上の収入」は，個別に内容及び年月日（備考の年月日欄）を記載し，「1件10万円未満の収入」については，一括して「1件10万円未満のもの」に記載すること。
※2 この用紙が2枚以上にわたる場合，「1件10万円未満のもの」欄及び「合計」欄は，最終ページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳

寄附者の区分（該当する区分を選択）：個人

寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年月日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
土井　亨	■	960,000円		仙台市青葉区二日町11-12リーベンス二日町101	衆議院議員	
土井　亨	□	80,000円	30 1 10	仙台市青葉区二日町11-12リーベンス二日町101	衆議院議員	
土井　亨	□	80,000円	30 2 9	仙台市青葉区二日町11-12リーベンス二日町101	衆議院議員	
土井　亨	□	80,000円	30 3 9	仙台市青葉区二日町11-12リーベンス二日町101	衆議院議員	
土井　亨	□	80,000円	30 4 10	仙台市青葉区二日町11-12リーベンス二日町101	衆議院議員	
土井　亨	□	80,000円	30 5 10	仙台市青葉区二日町11-12リーベンス二日町101	衆議院議員	
土井　亨	□	80,000円	30 6 8	仙台市青葉区二日町11-12リーベンス二日町101	衆議院議員	
土井　亨	□	80,000円	30 7 10	仙台市青葉区二日町11-12リーベンス二日町101	衆議院議員	
土井　亨	□	80,000円	30 8 10	仙台市青葉区二日町11-12リーベンス二日町101	衆議院議員	
土井　亨	□	80,000円	30 9 10	仙台市青葉区二日町11-12リーベンス二日町101	衆議院議員	
土井　亨	□	80,000円	30 10 10	仙台市青葉区二日町11-12リーベンス二日町101	衆議院議員	
土井　亨	□	80,000円	30 11 9	仙台市青葉区二日町11-12リーベンス二日町101	衆議院議員	
土井　亨	□	80,000円	30 12 10	仙台市青葉区上杉1-1-30アロエ仙台102	衆議院議員	
	□	円				
	□	円				
この頁の小計	※	960,000円				
その他の寄附	／	円				
合計	G	円				

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊮と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳　　寄附者の区分（該当する区分を選択）：個人

寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年月日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
秋葉　賢也	■	960,000円		仙台市泉区上谷刈4-17-16	衆議院議員	
秋葉　賢也	□	80,000円	30 1 10	仙台市泉区上谷刈4-17-16	衆議院議員	
秋葉　賢也	□	80,000円	30 2 9	仙台市泉区上谷刈4-17-16	衆議院議員	
秋葉　賢也	□	80,000円	30 3 9	仙台市泉区上谷刈4-17-16	衆議院議員	
秋葉　賢也	□	80,000円	30 4 10	仙台市泉区上谷刈4-17-16	衆議院議員	
秋葉　賢也	□	80,000円	30 5 10	仙台市泉区上谷刈4-17-16	衆議院議員	
秋葉　賢也	□	80,000円	30 6 8	仙台市泉区上谷刈4-17-16	衆議院議員	
秋葉　賢也	□	80,000円	30 7 10	仙台市泉区上谷刈4-17-16	衆議院議員	
秋葉　賢也	□	80,000円	30 8 10	仙台市泉区上谷刈4-17-16	衆議院議員	
秋葉　賢也	□	80,000円	30 9 10	仙台市泉区上谷刈4-17-16	衆議院議員	
秋葉　賢也	□	80,000円	30 10 10	仙台市泉区上谷刈4-17-16	衆議院議員	
秋葉　賢也	□	80,000円	30 11 9	仙台市泉区上谷刈4-17-16	衆議院議員	
秋葉　賢也	□	80,000円	30 12 10	仙台市泉区上谷刈4-17-16	衆議院議員	
	□	円				
	□	円				
この頁の小計	※	960,000円				
その他の寄附	／	円				
合計	G	円				

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊨と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
西村　明宏	■	960,000	円				名取市手倉田字諏訪611-1レジデンス手倉田Ⅱ213号	衆議院議員	
西村　明宏	□	80,000	円	30	1	10	名取市手倉田字諏訪611-1レジデンス手倉田Ⅱ213号	衆議院議員	
西村　明宏	□	80,000	円	30	2	9	名取市手倉田字諏訪611-1レジデンス手倉田Ⅱ213号	衆議院議員	
西村　明宏	□	80,000	円	30	3	9	名取市手倉田字諏訪611-1レジデンス手倉田Ⅱ213号	衆議院議員	
西村　明宏	□	80,000	円	30	4	10	名取市手倉田字諏訪611-1レジデンス手倉田Ⅱ213号	衆議院議員	
西村　明宏	□	80,000	円	30	5	10	名取市手倉田字諏訪611-1レジデンス手倉田Ⅱ213号	衆議院議員	
西村　明宏	□	80,000	円	30	6	8	名取市手倉田字諏訪611-1レジデンス手倉田Ⅱ213号	衆議院議員	
西村　明宏	□	80,000	円	30	7	10	名取市手倉田字諏訪611-1レジデンス手倉田Ⅱ213号	衆議院議員	
西村　明宏	□	80,000	円	30	8	10	名取市手倉田字諏訪611-1レジデンス手倉田Ⅱ213号	衆議院議員	
西村　明宏	□	80,000	円	30	9	10	名取市手倉田字諏訪611-1レジデンス手倉田Ⅱ213号	衆議院議員	
西村　明宏	□	80,000	円	30	10	10	名取市手倉田字諏訪611-1レジデンス手倉田Ⅱ213号	衆議院議員	
西村　明宏	□	80,000	円	30	11	9	名取市手倉田字諏訪611-1レジデンス手倉田Ⅱ213号	衆議院議員	
西村　明宏	□	80,000	円	30	12	10	名取市手倉田字諏訪611-1レジデンス手倉田Ⅱ213号	衆議院議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	960,000	円						
その他の寄附	／		円						
合計	G		円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年月日			住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
伊藤　信太郎	■	960,000	円				東京都港区六本木7-17-27	衆議院議員	
伊藤　信太郎	□	80,000	円	30	1	10	東京都港区六本木7-17-27	衆議院議員	
伊藤　信太郎	□	80,000	円	30	2	9	東京都港区六本木7-17-27	衆議院議員	
伊藤　信太郎	□	80,000	円	30	3	9	東京都港区六本木7-17-27	衆議院議員	
伊藤　信太郎	□	80,000	円	30	4	10	東京都港区六本木7-17-27	衆議院議員	
伊藤　信太郎	□	80,000	円	30	5	10	東京都港区六本木7-17-27	衆議院議員	
伊藤　信太郎	□	80,000	円	30	6	8	東京都港区六本木7-17-27	衆議院議員	
伊藤　信太郎	□	80,000	円	30	7	10	東京都港区六本木7-17-27	衆議院議員	
伊藤　信太郎	□	80,000	円	30	8	10	東京都港区六本木7-17-27	衆議院議員	
伊藤　信太郎	□	80,000	円	30	9	10	東京都港区六本木7-17-27	衆議院議員	
伊藤　信太郎	□	80,000	円	30	10	10	東京都港区六本木7-17-27	衆議院議員	
伊藤　信太郎	□	80,000	円	30	11	9	東京都港区六本木7-17-27	衆議院議員	
伊藤　信太郎	□	80,000	円	30	12	10	東京都港区六本木7-17-27	衆議院議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	960,000	円						
その他の寄附	／		円						
合計	G		円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
小野寺　五典	■	960,000円				気仙沼市南町4-1-11	衆議院議員	
小野寺　五典	□	80,000円	30	1	10	気仙沼市南町4-1-11	衆議院議員	
小野寺　五典	□	80,000円	30	2	9	気仙沼市南町4-1-11	衆議院議員	
小野寺　五典	□	80,000円	30	3	9	気仙沼市南町4-1-11	衆議院議員	
小野寺　五典	□	80,000円	30	4	10	気仙沼市南町4-1-11	衆議院議員	
小野寺　五典	□	80,000円	30	5	10	気仙沼市南町4-1-11	衆議院議員	
小野寺　五典	□	80,000円	30	6	8	気仙沼市南町4-1-11	衆議院議員	
小野寺　五典	□	80,000円	30	7	10	気仙沼市南町4-1-11	衆議院議員	
小野寺　五典	□	80,000円	30	8	10	気仙沼市南町4-1-11	衆議院議員	
小野寺　五典	□	80,000円	30	9	10	気仙沼市南町4-1-11	衆議院議員	
小野寺　五典	□	80,000円	30	10	10	気仙沼市南町4-1-11	衆議院議員	
小野寺　五典	□	80,000円	30	11	9	気仙沼市南町4-1-11	衆議院議員	
小野寺　五典	□	80,000円	30	12	10	気仙沼市南町4-1-11	衆議院議員	
	□	円						
	□	円						
この頁の小計	※	960,000円						
その他の寄附	／	円						
合計	G	円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
愛知　治郎	■	960,000	円				仙台市青葉区米ヶ袋1-5-15	参議院議員	
愛知　治郎	□	80,000	円	30	1	10	仙台市青葉区米ヶ袋1-5-15	参議院議員	
愛知　治郎	□	80,000	円	30	2	9	仙台市青葉区米ヶ袋1-5-15	参議院議員	
愛知　治郎	□	80,000	円	30	3	9	仙台市青葉区米ヶ袋1-5-15	参議院議員	
愛知　治郎	□	80,000	円	30	4	10	仙台市青葉区米ヶ袋1-5-15	参議院議員	
愛知　治郎	□	80,000	円	30	5	10	仙台市青葉区米ヶ袋1-5-15	参議院議員	
愛知　治郎	□	80,000	円	30	6	8	仙台市青葉区米ヶ袋1-5-15	参議院議員	
愛知　治郎	□	80,000	円	30	7	10	仙台市青葉区米ヶ袋1-5-15	参議院議員	
愛知　治郎	□	80,000	円	30	8	10	仙台市青葉区米ヶ袋1-5-15	参議院議員	
愛知　治郎	□	80,000	円	30	9	10	仙台市青葉区米ヶ袋1-5-15	参議院議員	
愛知　治郎	□	80,000	円	30	10	10	仙台市青葉区米ヶ袋1-5-15	参議院議員	
愛知　治郎	□	80,000	円	30	11	9	仙台市青葉区米ヶ袋1-5-15	参議院議員	
愛知　治郎	□	80,000	円	30	12	10	仙台市青葉区米ヶ袋1-5-15	参議院議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	960,000	円						
その他の寄附	／		円						
合計	G		円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊨と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
髙階　恵美子	■	960,000 円				東京都港区西麻布4-3-504	参議院議員	
髙階　恵美子	□	80,000 円	30	1	10	東京都港区西麻布4-3-504	参議院議員	
髙階　恵美子	□	80,000 円	30	2	9	東京都港区西麻布4-3-504	参議院議員	
髙階　恵美子	□	80,000 円	30	3	9	東京都港区西麻布4-3-504	参議院議員	
髙階　恵美子	□	80,000 円	30	4	10	東京都港区西麻布4-3-504	参議院議員	
髙階　恵美子	□	80,000 円	30	5	10	東京都港区西麻布4-3-504	参議院議員	
髙階　恵美子	□	80,000 円	30	6	8	東京都港区西麻布4-3-504	参議院議員	
髙階　恵美子	□	80,000 円	30	7	10	東京都港区西麻布4-3-504	参議院議員	
髙階　恵美子	□	80,000 円	30	8	10	東京都港区西麻布4-3-504	参議院議員	
髙階　恵美子	□	80,000 円	30	9	10	東京都港区西麻布4-3-504	参議院議員	
髙階　恵美子	□	80,000 円	30	10	10	東京都港区西麻布4-3-504	参議院議員	
髙階　恵美子	□	80,000 円	30	11	9	東京都港区西麻布4-3-504	参議院議員	
髙階　恵美子	□	80,000 円	30	12	10	東京都港区西麻布4-3-504	参議院議員	
	□	円						
	□	円						
この頁の小計	※	960,000 円						
その他の寄附	／	円						
合計	G	円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊮と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年月日			住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
和田　政宗	■	960,000	円				仙台市青葉区宮町3-7-25-3	参議院議員	
和田　政宗	□	80,000	円	30	1	10	仙台市青葉区宮町3-7-25-3	参議院議員	
和田　政宗	□	80,000	円	30	2	9	仙台市青葉区宮町3-7-25-3	参議院議員	
和田　政宗	□	80,000	円	30	3	9	仙台市青葉区宮町3-7-25-3	参議院議員	
和田　政宗	□	80,000	円	30	4	10	仙台市青葉区宮町3-7-25-3	参議院議員	
和田　政宗	□	80,000	円	30	5	10	仙台市青葉区宮町3-7-25-3	参議院議員	
和田　政宗	□	80,000	円	30	6	8	仙台市青葉区宮町3-7-25-3	参議院議員	
和田　政宗	□	80,000	円	30	7	10	仙台市青葉区宮町3-7-25-3	参議院議員	
和田　政宗	□	80,000	円	30	8	10	仙台市青葉区宮町3-7-25-3	参議院議員	
和田　政宗	□	80,000	円	30	9	10	仙台市青葉区宮町3-7-25-3	参議院議員	
和田　政宗	□	80,000	円	30	10	10	仙台市青葉区宮町3-7-25-3	参議院議員	
和田　政宗	□	80,000	円	30	11	9	仙台市青葉区宮町3-7-25-3	参議院議員	
和田　政宗	□	80,000	円	30	12	10	仙台市青葉区宮町3-7-25-3	参議院議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	960,000	円						
その他の寄附	／		円						
合計	G		円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊮と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳　　寄附者の区分（該当する区分を選択）：個人

寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
伊藤　康志	□	200,000 円	30	5	7	大崎市古川馬放字街道南北30	市長	
中野　正志	□	80,000 円	30	12	10	仙台市泉区南光台東1－2－26－301	参議院議員	
	□	円						
	□	円						
	□	円						
	□	円						
	□	円						
	□	円						
	□	円						
	□	円						
	□	円						
	□	円						
	□	円						
	□	円						
	□	円						
	□	円						
この頁の小計	※	280,000 円						
その他の寄附	／	円						
合計	G	円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊮と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
渡辺　和喜	■	300,000 円				亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田24-1	県議会議員	
渡辺　和喜	□	25,000 円	30	1	19	亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田24-1	県議会議員	
渡辺　和喜	□	25,000 円	30	2	21	亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田24-1	県議会議員	
渡辺　和喜	□	25,000 円	30	3	20	亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田24-1	県議会議員	
渡辺　和喜	□	25,000 円	30	4	20	亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田24-1	県議会議員	
渡辺　和喜	□	25,000 円	30	5	21	亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田24-1	県議会議員	
渡辺　和喜	□	25,000 円	30	6	21	亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田24-1	県議会議員	
渡辺　和喜	□	25,000 円	30	7	20	亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田24-1	県議会議員	
渡辺　和喜	□	25,000 円	30	8	21	亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田24-1	県議会議員	
渡辺　和喜	□	25,000 円	30	9	21	亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田24-1	県議会議員	
渡辺　和喜	□	25,000 円	30	10	19	亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田24-1	県議会議員	
渡辺　和喜	□	25,000 円	30	11	21	亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田24-1	県議会議員	
渡辺　和喜	□	25,000 円	30	12	21	亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田24-1	県議会議員	
	□	円						
	□	円						
この頁の小計	※	300,000 円						
その他の寄附	／	円						
合計	G	円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
中沢　幸男	■	300,000	円				仙台市青葉区福沢町6-22	県議会議員	
中沢　幸男	□	25,000	円	30	1	19	仙台市青葉区福沢町6-22	県議会議員	
中沢　幸男	□	25,000	円	30	2	21	仙台市青葉区福沢町6-22	県議会議員	
中沢　幸男	□	25,000	円	30	3	20	仙台市青葉区福沢町6-22	県議会議員	
中沢　幸男	□	25,000	円	30	4	20	仙台市青葉区福沢町6-22	県議会議員	
中沢　幸男	□	25,000	円	30	5	21	仙台市青葉区福沢町6-22	県議会議員	
中沢　幸男	□	25,000	円	30	6	21	仙台市青葉区福沢町6-22	県議会議員	
中沢　幸男	□	25,000	円	30	7	20	仙台市青葉区福沢町6-22	県議会議員	
中沢　幸男	□	25,000	円	30	8	21	仙台市青葉区福沢町6-22	県議会議員	
中沢　幸男	□	25,000	円	30	9	21	仙台市青葉区福沢町6-22	県議会議員	
中沢　幸男	□	25,000	円	30	10	19	仙台市青葉区福沢町6-22	県議会議員	
中沢　幸男	□	25,000	円	30	11	21	仙台市青葉区福沢町6-22	県議会議員	
中沢　幸男	□	25,000	円	30	12	21	仙台市青葉区福沢町6-22	県議会議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	300,000	円						
その他の寄附	／		円						
合計	G		円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
相沢　光哉	■	300,000	円				仙台市青葉区国分町1-2-5-1202	県議会議員	
相沢　光哉	□	25,000	円	30	1	19	仙台市青葉区国分町1-2-5-1202	県議会議員	
相沢　光哉	□	25,000	円	30	2	21	仙台市青葉区国分町1-2-5-1202	県議会議員	
相沢　光哉	□	25,000	円	30	3	20	仙台市青葉区国分町1-2-5-1202	県議会議員	
相沢　光哉	□	25,000	円	30	4	20	仙台市青葉区国分町1-2-5-1202	県議会議員	
相沢　光哉	□	25,000	円	30	5	21	仙台市青葉区国分町1-2-5-1202	県議会議員	
相沢　光哉	□	25,000	円	30	6	21	仙台市青葉区国分町1-2-5-1202	県議会議員	
相沢　光哉	□	25,000	円	30	7	20	仙台市青葉区国分町1-2-5-1202	県議会議員	
相沢　光哉	□	25,000	円	30	8	21	仙台市青葉区国分町1-2-5-1202	県議会議員	
相沢　光哉	□	25,000	円	30	9	21	仙台市青葉区国分町1-2-5-1202	県議会議員	
相沢　光哉	□	25,000	円	30	10	19	仙台市青葉区国分町1-2-5-1202	県議会議員	
相沢　光哉	□	25,000	円	30	11	21	仙台市青葉区国分町1-2-5-1202	県議会議員	
相沢　光哉	□	25,000	円	30	12	21	仙台市青葉区国分町1-2-5-1202	県議会議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	300,000	円						
その他の寄附	／		円						
合計	G		円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分（該当する区分を選択）	個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年月日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
藤倉　知格	■	300,000 円		黒川郡大和町鶴巣鳥屋字町場1-5	県議会議員	
藤倉　知格	□	25,000 円	30 1 19	黒川郡大和町鶴巣鳥屋字町場1-5	県議会議員	
藤倉　知格	□	25,000 円	30 2 21	黒川郡大和町鶴巣鳥屋字町場1-5	県議会議員	
藤倉　知格	□	25,000 円	30 3 20	黒川郡大和町鶴巣鳥屋字町場1-5	県議会議員	
藤倉　知格	□	25,000 円	30 4 20	黒川郡大和町鶴巣鳥屋字町場1-5	県議会議員	
藤倉　知格	□	25,000 円	30 5 21	黒川郡大和町鶴巣鳥屋字町場1-5	県議会議員	
藤倉　知格	□	25,000 円	30 6 21	黒川郡大和町鶴巣鳥屋字町場1-5	県議会議員	
藤倉　知格	□	25,000 円	30 7 20	黒川郡大和町鶴巣鳥屋字町場1-5	県議会議員	
藤倉　知格	□	25,000 円	30 8 21	黒川郡大和町鶴巣鳥屋字町場1-5	県議会議員	
藤倉　知格	□	25,000 円	30 9 21	黒川郡大和町鶴巣鳥屋字町場1-5	県議会議員	
藤倉　知格	□	25,000 円	30 10 19	黒川郡大和町鶴巣鳥屋字町場1-5	県議会議員	
藤倉　知格	□	25,000 円	30 11 21	黒川郡大和町鶴巣鳥屋字町場1-5	県議会議員	
藤倉　知格	□	25,000 円	30 12 21	黒川郡大和町鶴巣鳥屋字町場1-5	県議会議員	
	□	円				
	□	円				
この頁の小計	※	300,000 円				
その他の寄附	／	円				
合計	G	円				

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
仁田　和廣	■	300,000	円				宮城郡七ヶ浜町吉田浜字上ノ台11-1	県議会議員	
仁田　和廣	□	25,000	円	30	1	19	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字上ノ台11-1	県議会議員	
仁田　和廣	□	25,000	円	30	2	21	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字上ノ台11-1	県議会議員	
仁田　和廣	□	25,000	円	30	3	20	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字上ノ台11-1	県議会議員	
仁田　和廣	□	25,000	円	30	4	20	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字上ノ台11-1	県議会議員	
仁田　和廣	□	25,000	円	30	5	21	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字上ノ台11-1	県議会議員	
仁田　和廣	□	25,000	円	30	6	21	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字上ノ台11-1	県議会議員	
仁田　和廣	□	25,000	円	30	7	20	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字上ノ台11-1	県議会議員	
仁田　和廣	□	25,000	円	30	8	21	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字上ノ台11-1	県議会議員	
仁田　和廣	□	25,000	円	30	9	21	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字上ノ台11-1	県議会議員	
仁田　和廣	□	25,000	円	30	10	19	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字上ノ台11-1	県議会議員	
仁田　和廣	□	25,000	円	30	11	21	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字上ノ台11-1	県議会議員	
仁田　和廣	□	25,000	円	30	12	21	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字上ノ台11-1	県議会議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	300,000	円						
その他の寄附	／		円						
合計	G		円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分（該当する区分を選択）	個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年月日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
畠山　和純	■	300,000 円		気仙沼市川原崎182	県議会議員	
畠山　和純	□	25,000 円	30 1 19	気仙沼市川原崎182	県議会議員	
畠山　和純	□	25,000 円	30 2 21	気仙沼市川原崎182	県議会議員	
畠山　和純	□	25,000 円	30 3 20	気仙沼市川原崎182	県議会議員	
畠山　和純	□	25,000 円	30 4 20	気仙沼市川原崎182	県議会議員	
畠山　和純	□	25,000 円	30 5 21	気仙沼市川原崎182	県議会議員	
畠山　和純	□	25,000 円	30 6 21	気仙沼市川原崎182	県議会議員	
畠山　和純	□	25,000 円	30 7 20	気仙沼市川原崎182	県議会議員	
畠山　和純	□	25,000 円	30 8 21	気仙沼市川原崎182	県議会議員	
畠山　和純	□	25,000 円	30 9 21	気仙沼市川原崎182	県議会議員	
畠山　和純	□	25,000 円	30 10 19	気仙沼市川原崎182	県議会議員	
畠山　和純	□	25,000 円	30 11 21	気仙沼市川原崎182	県議会議員	
畠山　和純	□	25,000 円	30 12 21	気仙沼市川原崎182	県議会議員	
	□	円				
	□	円				
この頁の小計	※	300,000 円				
その他の寄附	／	円				
合計	G	円				

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳

寄附者の区分（該当する区分を選択）：個人

寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年月日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
安藤　俊威	■	300,000 円		白石市八幡町12-14	県議会議員	
安藤　俊威	□	25,000 円	30 1 19	白石市八幡町12-14	県議会議員	
安藤　俊威	□	25,000 円	30 2 21	白石市八幡町12-14	県議会議員	
安藤　俊威	□	25,000 円	30 3 20	白石市八幡町12-14	県議会議員	
安藤　俊威	□	25,000 円	30 4 20	白石市八幡町12-14	県議会議員	
安藤　俊威	□	25,000 円	30 5 21	白石市八幡町12-14	県議会議員	
安藤　俊威	□	25,000 円	30 6 21	白石市八幡町12-14	県議会議員	
安藤　俊威	□	25,000 円	30 7 20	白石市八幡町12-14	県議会議員	
安藤　俊威	□	25,000 円	30 8 21	白石市八幡町12-14	県議会議員	
安藤　俊威	□	25,000 円	30 9 21	白石市八幡町12-14	県議会議員	
安藤　俊威	□	25,000 円	30 10 19	白石市八幡町12-14	県議会議員	
安藤　俊威	□	25,000 円	30 11 21	白石市八幡町12-14	県議会議員	
安藤　俊威	□	25,000 円	30 12 21	白石市八幡町12-14	県議会議員	
	□	円				
	□	円				
この頁の小計	※	300,000 円				
その他の寄附	／	円				
合計	G	円				

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年月日			住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
齋藤　正美	■	300,000	円				石巻市恵み野1丁目1-13	県議会議員	
齋藤　正美	□	25,000	円	30	1	19	石巻市恵み野1丁目1-13	県議会議員	
齋藤　正美	□	25,000	円	30	2	21	石巻市恵み野1丁目1-13	県議会議員	
齋藤　正美	□	25,000	円	30	3	20	石巻市恵み野1丁目1-13	県議会議員	
齋藤　正美	□	25,000	円	30	4	20	石巻市恵み野1丁目1-13	県議会議員	
齋藤　正美	□	25,000	円	30	5	21	石巻市恵み野1丁目1-13	県議会議員	
齋藤　正美	□	25,000	円	30	6	21	石巻市恵み野1丁目1-13	県議会議員	
齋藤　正美	□	25,000	円	30	7	20	石巻市恵み野1丁目1-13	県議会議員	
齋藤　正美	□	25,000	円	30	8	21	石巻市恵み野1丁目1-13	県議会議員	
齋藤　正美	□	25,000	円	30	9	21	石巻市恵み野1丁目1-13	県議会議員	
齋藤　正美	□	25,000	円	30	10	19	石巻市恵み野1丁目1-13	県議会議員	
齋藤　正美	□	25,000	円	30	11	21	石巻市恵み野1丁目1-13	県議会議員	
齋藤　正美	□	25,000	円	30	12	21	石巻市恵み野1丁目1-13	県議会議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	300,000	円						
その他の寄附	／		円						
合計	G		円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
安部　孝	■	300,000 円				宮城郡松島町磯崎字長田80-56	県議会議員	
安部　孝	□	25,000 円	30	1	19	宮城郡松島町磯崎字長田80-56	県議会議員	
安部　孝	□	25,000 円	30	2	21	宮城郡松島町磯崎字長田80-56	県議会議員	
安部　孝	□	25,000 円	30	3	20	宮城郡松島町磯崎字長田80-56	県議会議員	
安部　孝	□	25,000 円	30	4	20	宮城郡松島町磯崎字長田80-56	県議会議員	
安部　孝	□	25,000 円	30	5	21	宮城郡松島町磯崎字長田80-56	県議会議員	
安部　孝	□	25,000 円	30	6	21	宮城郡松島町磯崎字長田80-56	県議会議員	
安部　孝	□	25,000 円	30	7	20	宮城郡松島町磯崎字長田80-56	県議会議員	
安部　孝	□	25,000 円	30	8	21	宮城郡松島町磯崎字長田80-56	県議会議員	
安部　孝	□	25,000 円	30	9	21	宮城郡松島町磯崎字長田80-56	県議会議員	
安部　孝	□	25,000 円	30	10	19	宮城郡松島町磯崎字長田80-56	県議会議員	
安部　孝	□	25,000 円	30	11	21	宮城郡松島町磯崎字長田80-56	県議会議員	
安部　孝	□	25,000 円	30	12	21	宮城郡松島町磯崎字長田80-56	県議会議員	
	□	円						
	□	円						
この頁の小計	※	300,000 円						
その他の寄附	／	円						
合計	G	円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分（該当する区分を選択）	個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年月日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
長谷川　洋一	■	300,000 円		角田市平貫字住吉28	県議会議員	
長谷川　洋一	□	25,000 円	30 1 19	角田市平貫字住吉28	県議会議員	
長谷川　洋一	□	25,000 円	30 2 21	角田市平貫字住吉28	県議会議員	
長谷川　洋一	□	25,000 円	30 3 20	角田市平貫字住吉28	県議会議員	
長谷川　洋一	□	25,000 円	30 4 20	角田市平貫字住吉28	県議会議員	
長谷川　洋一	□	25,000 円	30 5 21	角田市平貫字住吉28	県議会議員	
長谷川　洋一	□	25,000 円	30 6 21	角田市平貫字住吉28	県議会議員	
長谷川　洋一	□	25,000 円	30 7 20	角田市平貫字住吉28	県議会議員	
長谷川　洋一	□	25,000 円	30 8 21	角田市平貫字住吉28	県議会議員	
長谷川　洋一	□	25,000 円	30 9 21	角田市平貫字住吉28	県議会議員	
長谷川　洋一	□	25,000 円	30 10 19	角田市平貫字住吉28	県議会議員	
長谷川　洋一	□	25,000 円	30 11 21	角田市平貫字住吉28	県議会議員	
長谷川　洋一	□	25,000 円	30 12 21	角田市平貫字住吉28	県議会議員	
	□	円				
	□	円				
この頁の小計	※	300,000 円				
その他の寄附	／	円				
合計	G	円				

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊛と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳　　寄附者の区分（該当する区分を選択）：個人

寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年月日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
中山　耕一	■	300,000 円		富谷市上桜木1-42-2	県議会議員	
中山　耕一	□	25,000 円	30 1 19	富谷市上桜木1-42-2	県議会議員	
中山　耕一	□	25,000 円	30 2 21	富谷市上桜木1-42-2	県議会議員	
中山　耕一	□	25,000 円	30 3 20	富谷市上桜木1-42-2	県議会議員	
中山　耕一	□	25,000 円	30 4 20	富谷市上桜木1-42-2	県議会議員	
中山　耕一	□	25,000 円	30 5 21	富谷市上桜木1-42-2	県議会議員	
中山　耕一	□	25,000 円	30 6 21	富谷市上桜木1-42-2	県議会議員	
中山　耕一	□	25,000 円	30 7 20	富谷市上桜木1-42-2	県議会議員	
中山　耕一	□	25,000 円	30 8 21	富谷市上桜木1-42-2	県議会議員	
中山　耕一	□	25,000 円	30 9 21	富谷市上桜木1-42-2	県議会議員	
中山　耕一	□	25,000 円	30 10 19	富谷市上桜木1-42-2	県議会議員	
中山　耕一	□	25,000 円	30 11 21	富谷市上桜木1-42-2	県議会議員	
中山　耕一	□	25,000 円	30 12 21	富谷市上桜木1-42-2	県議会議員	
	□	円				
	□	円				
この頁の小計	※	300,000 円				
その他の寄附	／	円				
合計	G	円				

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊮と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
中島　源陽	■	300,000	円				大崎市岩出山字下真山馬伏谷15	県議会議員	
中島　源陽	□	25,000	円	30	1	19	大崎市岩出山字下真山馬伏谷15	県議会議員	
中島　源陽	□	25,000	円	30	2	21	大崎市岩出山字下真山馬伏谷15	県議会議員	
中島　源陽	□	25,000	円	30	3	20	大崎市岩出山字下真山馬伏谷15	県議会議員	
中島　源陽	□	25,000	円	30	4	20	大崎市岩出山字下真山馬伏谷15	県議会議員	
中島　源陽	□	25,000	円	30	5	21	大崎市岩出山字下真山馬伏谷15	県議会議員	
中島　源陽	□	25,000	円	30	6	21	大崎市岩出山字下真山馬伏谷15	県議会議員	
中島　源陽	□	25,000	円	30	7	20	大崎市岩出山字下真山馬伏谷15	県議会議員	
中島　源陽	□	25,000	円	30	8	21	大崎市岩出山字下真山馬伏谷15	県議会議員	
中島　源陽	□	25,000	円	30	9	21	大崎市岩出山字下真山馬伏谷15	県議会議員	
中島　源陽	□	25,000	円	30	10	19	大崎市岩出山字下真山馬伏谷15	県議会議員	
中島　源陽	□	25,000	円	30	11	21	大崎市岩出山字下真山馬伏谷15	県議会議員	
中島　源陽	□	25,000	円	30	12	21	大崎市岩出山字下真山馬伏谷15	県議会議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	300,000	円						
その他の寄附	／		円						
合計	G		円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊛と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳

寄附者の区分（該当する区分を選択）：個人

寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年月日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
佐藤　光樹	■	300,000 円		塩釜市港町2-12-12	県議会議員	
佐藤　光樹	□	25,000 円	30 1 19	塩釜市港町2-12-12	県議会議員	
佐藤　光樹	□	25,000 円	30 2 21	塩釜市港町2-12-12	県議会議員	
佐藤　光樹	□	25,000 円	30 3 20	塩釜市港町2-12-12	県議会議員	
佐藤　光樹	□	25,000 円	30 4 20	塩釜市港町2-12-12	県議会議員	
佐藤　光樹	□	25,000 円	30 5 21	塩釜市港町2-12-12	県議会議員	
佐藤　光樹	□	25,000 円	30 6 21	塩釜市港町2-12-12	県議会議員	
佐藤　光樹	□	25,000 円	30 7 20	塩釜市港町2-12-12	県議会議員	
佐藤　光樹	□	25,000 円	30 8 21	塩釜市港町2-12-12	県議会議員	
佐藤　光樹	□	25,000 円	30 9 21	塩釜市港町2-12-12	県議会議員	
佐藤　光樹	□	25,000 円	30 10 19	塩釜市港町2-12-12	県議会議員	
佐藤　光樹	□	25,000 円	30 11 21	塩釜市港町2-12-12	県議会議員	
佐藤　光樹	□	25,000 円	30 12 21	塩釜市港町2-12-12	県議会議員	
	□	円				
	□	円				
この頁の小計	※	300,000 円				
その他の寄附	／	円				
合計	G	円				

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊜と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳　　寄附者の区分（該当する区分を選択）：個人

寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年月日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
石川　光次郎	■	300,000 円		仙台市宮城野区福田町1-12-20	県議会議員	
石川　光次郎	□	25,000 円	30 1 19	仙台市宮城野区福田町1-12-20	県議会議員	
石川　光次郎	□	25,000 円	30 2 21	仙台市宮城野区福田町1-12-20	県議会議員	
石川　光次郎	□	25,000 円	30 3 20	仙台市宮城野区福田町1-12-20	県議会議員	
石川　光次郎	□	25,000 円	30 4 20	仙台市宮城野区福田町1-12-20	県議会議員	
石川　光次郎	□	25,000 円	30 5 21	仙台市宮城野区福田町1-12-20	県議会議員	
石川　光次郎	□	25,000 円	30 6 21	仙台市宮城野区福田町1-12-20	県議会議員	
石川　光次郎	□	25,000 円	30 7 20	仙台市宮城野区福田町1-12-20	県議会議員	
石川　光次郎	□	25,000 円	30 8 21	仙台市宮城野区福田町1-12-20	県議会議員	
石川　光次郎	□	25,000 円	30 9 21	仙台市宮城野区福田町1-12-20	県議会議員	
石川　光次郎	□	25,000 円	30 10 19	仙台市宮城野区福田町1-12-20	県議会議員	
石川　光次郎	□	25,000 円	30 11 21	仙台市宮城野区福田町1-12-20	県議会議員	
石川　光次郎	□	25,000 円	30 12 21	仙台市宮城野区福田町1-12-20	県議会議員	
	□	円				
	□	円				
この頁の小計	※	300,000 円				
その他の寄附	／	円				
合計	G	円				

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊝と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年月日			住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
佐々木　喜藏	■	300,000	円				石巻市住吉町1-6-8	県議会議員	
佐々木　喜藏	□	25,000	円	30	1	19	石巻市住吉町1-6-8	県議会議員	
佐々木　喜藏	□	25,000	円	30	2	21	石巻市住吉町1-6-8	県議会議員	
佐々木　喜藏	□	25,000	円	30	3	20	石巻市住吉町1-6-8	県議会議員	
佐々木　喜藏	□	25,000	円	30	4	20	石巻市住吉町1-6-8	県議会議員	
佐々木　喜藏	□	25,000	円	30	5	21	石巻市住吉町1-6-8	県議会議員	
佐々木　喜藏	□	25,000	円	30	6	21	石巻市住吉町1-6-8	県議会議員	
佐々木　喜藏	□	25,000	円	30	7	20	石巻市住吉町1-6-8	県議会議員	
佐々木　喜藏	□	25,000	円	30	8	21	石巻市住吉町1-6-8	県議会議員	
佐々木　喜藏	□	25,000	円	30	9	21	石巻市住吉町1-6-8	県議会議員	
佐々木　喜藏	□	25,000	円	30	10	19	石巻市住吉町1-6-8	県議会議員	
佐々木　喜藏	□	25,000	円	30	11	21	石巻市住吉町1-6-8	県議会議員	
佐々木　喜藏	□	25,000	円	30	12	21	石巻市住吉町1-6-8	県議会議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	300,000	円						
その他の寄附	／		円						
合計	G		円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊞と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳

寄附者の区分（該当する区分を選択）：個人

寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年月日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
本木　忠一	■	300,000 円		石巻市大瓜字八津山33-1	県議会議員	
本木　忠一	□	25,000 円	30 1 19	石巻市大瓜字八津山33-1	県議会議員	
本木　忠一	□	25,000 円	30 2 21	石巻市大瓜字八津山33-1	県議会議員	
本木　忠一	□	25,000 円	30 3 20	石巻市大瓜字八津山33-1	県議会議員	
本木　忠一	□	25,000 円	30 4 20	石巻市大瓜字八津山33-1	県議会議員	
本木　忠一	□	25,000 円	30 5 21	石巻市大瓜字八津山33-1	県議会議員	
本木　忠一	□	25,000 円	30 6 21	石巻市大瓜字八津山33-1	県議会議員	
本木　忠一	□	25,000 円	30 7 20	石巻市大瓜字八津山33-1	県議会議員	
本木　忠一	□	25,000 円	30 8 21	石巻市大瓜字八津山33-1	県議会議員	
本木　忠一	□	25,000 円	30 9 21	石巻市大瓜字八津山33-1	県議会議員	
本木　忠一	□	25,000 円	30 10 19	石巻市大瓜字八津山33-1	県議会議員	
本木　忠一	□	25,000 円	30 11 21	石巻市大瓜字八津山33-1	県議会議員	
本木　忠一	□	25,000 円	30 12 21	石巻市大瓜字八津山33-1	県議会議員	
	□	円				
	□	円				
この頁の小計	※	300,000 円				
その他の寄附	／	円				
合計	G	円				

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年月日			住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
只野　九十九	■	300,000	円				登米市豊里町川前198-6	県議会議員	
只野　九十九	□	25,000	円	30	1	19	登米市豊里町川前198-6	県議会議員	
只野　九十九	□	25,000	円	30	2	21	登米市豊里町川前198-6	県議会議員	
只野　九十九	□	25,000	円	30	3	20	登米市豊里町川前198-6	県議会議員	
只野　九十九	□	25,000	円	30	4	20	登米市豊里町川前198-6	県議会議員	
只野　九十九	□	25,000	円	30	5	21	登米市豊里町川前198-6	県議会議員	
只野　九十九	□	25,000	円	30	6	21	登米市豊里町川前198-6	県議会議員	
只野　九十九	□	25,000	円	30	7	20	登米市豊里町川前198-6	県議会議員	
只野　九十九	□	25,000	円	30	8	21	登米市豊里町川前198-6	県議会議員	
只野　九十九	□	25,000	円	30	9	21	登米市豊里町川前198-6	県議会議員	
只野　九十九	□	25,000	円	30	10	19	登米市豊里町川前198-6	県議会議員	
只野　九十九	□	25,000	円	30	11	21	登米市豊里町川前198-6	県議会議員	
只野　九十九	□	25,000	円	30	12	21	登米市豊里町川前198-6	県議会議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	300,000	円						
その他の寄附	／		円						
合計	G		円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
菊地　恵一	■	300,000	円				大崎市古川穂波8-5-2	県議会議員	
菊地　恵一	□	25,000	円	30	1	19	大崎市古川穂波8-5-2	県議会議員	
菊地　恵一	□	25,000	円	30	2	21	大崎市古川穂波8-5-2	県議会議員	
菊地　恵一	□	25,000	円	30	3	20	大崎市古川穂波8-5-2	県議会議員	
菊地　恵一	□	25,000	円	30	4	20	大崎市古川穂波8-5-2	県議会議員	
菊地　恵一	□	25,000	円	30	5	21	大崎市古川穂波8-5-2	県議会議員	
菊地　恵一	□	25,000	円	30	6	21	大崎市古川穂波8-5-2	県議会議員	
菊地　恵一	□	25,000	円	30	7	20	大崎市古川穂波8-5-2	県議会議員	
菊地　恵一	□	25,000	円	30	8	21	大崎市古川穂波8-5-2	県議会議員	
菊地　恵一	□	25,000	円	30	9	21	大崎市古川穂波8-5-2	県議会議員	
菊地　恵一	□	25,000	円	30	10	19	大崎市古川穂波8-5-2	県議会議員	
菊地　恵一	□	25,000	円	30	11	21	大崎市古川穂波8-5-2	県議会議員	
菊地　恵一	□	25,000	円	30	12	21	大崎市古川穂波8-5-2	県議会議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	300,000	円						
その他の寄附	／		円						
合計	G		円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
髙橋　伸二	■	300,000	円				柴田郡大河原町字袖谷地134-13	県議会議員	
髙橋　伸二	□	25,000	円	30	1	19	柴田郡大河原町字袖谷地134-13	県議会議員	
髙橋　伸二	□	25,000	円	30	2	21	柴田郡大河原町字袖谷地134-13	県議会議員	
髙橋　伸二	□	25,000	円	30	3	20	柴田郡大河原町字袖谷地134-13	県議会議員	
髙橋　伸二	□	25,000	円	30	4	20	柴田郡大河原町字袖谷地134-13	県議会議員	
髙橋　伸二	□	25,000	円	30	5	21	柴田郡大河原町字袖谷地134-13	県議会議員	
髙橋　伸二	□	25,000	円	30	6	21	柴田郡大河原町字袖谷地134-13	県議会議員	
髙橋　伸二	□	25,000	円	30	7	20	柴田郡大河原町字袖谷地134-13	県議会議員	
髙橋　伸二	□	25,000	円	30	8	21	柴田郡大河原町字袖谷地134-13	県議会議員	
髙橋　伸二	□	25,000	円	30	9	21	柴田郡大河原町字袖谷地134-13	県議会議員	
髙橋　伸二	□	25,000	円	30	10	19	柴田郡大河原町字袖谷地134-13	県議会議員	
髙橋　伸二	□	25,000	円	30	11	21	柴田郡大河原町字袖谷地134-13	県議会議員	
髙橋　伸二	□	25,000	円	30	12	21	柴田郡大河原町字袖谷地134-13	県議会議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	300,000	円						
その他の寄附	／		円						
合計	G		円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分（該当する区分を選択）	個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年月日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
細川　雄一	■	225,000 円		仙台市若林区蒲町29-21-206	県議会議員	
細川　雄一	□	25,000 円	30 1 19	仙台市若林区蒲町29-21-206	県議会議員	
細川　雄一	□	25,000 円	30 2 21	仙台市若林区蒲町29-21-206	県議会議員	
細川　雄一	□	25,000 円	30 3 20	仙台市若林区蒲町29-21-206	県議会議員	
細川　雄一	□	25,000 円	30 4 20	仙台市若林区蒲町29-21-206	県議会議員	
細川　雄一	□	25,000 円	30 5 21	仙台市若林区蒲町29-21-206	県議会議員	
細川　雄一	□	25,000 円	30 6 21	仙台市若林区蒲町29-21-206	県議会議員	
細川　雄一	□	25,000 円	30 7 20	仙台市若林区蒲町29-21-206	県議会議員	
細川　雄一	□	50,000 円	30 12 21	仙台市若林区蒲町29-21-206	県議会議員	
	□	円				
	□	円				
	□	円				
	□	円				
	□	円				
	□	円				
この頁の小計	※	225,000 円				
その他の寄附	／	円				
合計	G	円				

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊨と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
村上　智行	■	300,000	円				岩沼市本町8-1-303	県議会議員	
村上　智行	□	25,000	円	30	1	19	岩沼市本町8-1-303	県議会議員	
村上　智行	□	25,000	円	30	2	21	岩沼市本町8-1-303	県議会議員	
村上　智行	□	25,000	円	30	3	20	岩沼市本町8-1-303	県議会議員	
村上　智行	□	25,000	円	30	4	20	岩沼市本町8-1-303	県議会議員	
村上　智行	□	25,000	円	30	5	21	岩沼市本町8-1-303	県議会議員	
村上　智行	□	25,000	円	30	6	21	岩沼市本町8-1-303	県議会議員	
村上　智行	□	25,000	円	30	7	20	岩沼市本町8-1-303	県議会議員	
村上　智行	□	25,000	円	30	8	21	岩沼市本町8-1-303	県議会議員	
村上　智行	□	25,000	円	30	9	21	岩沼市本町8-1-303	県議会議員	
村上　智行	□	25,000	円	30	10	19	岩沼市本町8-1-303	県議会議員	
村上　智行	□	25,000	円	30	11	21	岩沼市本町8-1-303	県議会議員	
村上　智行	□	25,000	円	30	12	21	岩沼市本町8-1-303	県議会議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	300,000	円						
その他の寄附	／		円						
合計	G		円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
佐々木　幸士	■	300,000	円				仙台市太白区泉崎1-33-10-111	県議会議員	
佐々木　幸士	□	25,000	円	30	1	19	仙台市太白区泉崎1-33-10-111	県議会議員	
佐々木　幸士	□	25,000	円	30	2	21	仙台市太白区泉崎1-33-10-111	県議会議員	
佐々木　幸士	□	25,000	円	30	3	20	仙台市太白区泉崎1-33-10-111	県議会議員	
佐々木　幸士	□	25,000	円	30	4	20	仙台市太白区泉崎1-33-10-111	県議会議員	
佐々木　幸士	□	25,000	円	30	5	21	仙台市太白区泉崎1-33-10-111	県議会議員	
佐々木　幸士	□	25,000	円	30	6	21	仙台市太白区泉崎1-33-10-111	県議会議員	
佐々木　幸士	□	25,000	円	30	7	20	仙台市太白区泉崎1-33-10-111	県議会議員	
佐々木　幸士	□	25,000	円	30	8	21	仙台市太白区泉崎1-33-10-111	県議会議員	
佐々木　幸士	□	25,000	円	30	9	21	仙台市太白区泉崎1-33-10-111	県議会議員	
佐々木　幸士	□	25,000	円	30	10	19	仙台市太白区泉崎1-33-10-111	県議会議員	
佐々木　幸士	□	25,000	円	30	11	21	仙台市太白区泉崎1-33-10-111	県議会議員	
佐々木　幸士	□	25,000	円	30	12	21	仙台市太白区泉崎1-33-10-111	県議会議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	300,000	円						
その他の寄附	／		円						
合計	G		円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
長谷川　敦	■	300,000	円				栗原市築館字荒田沢41-294	県議会議員	
長谷川　敦	□	25,000	円	30	1	19	栗原市築館字荒田沢41-294	県議会議員	
長谷川　敦	□	25,000	円	30	2	21	栗原市築館字荒田沢41-294	県議会議員	
長谷川　敦	□	25,000	円	30	3	20	栗原市築館字荒田沢41-294	県議会議員	
長谷川　敦	□	25,000	円	30	4	20	栗原市築館字荒田沢41-294	県議会議員	
長谷川　敦	□	25,000	円	30	5	21	栗原市築館字荒田沢41-294	県議会議員	
長谷川　敦	□	25,000	円	30	6	21	栗原市築館字荒田沢41-294	県議会議員	
長谷川　敦	□	25,000	円	30	7	20	栗原市築館字荒田沢41-294	県議会議員	
長谷川　敦	□	25,000	円	30	8	21	栗原市築館字荒田沢41-294	県議会議員	
長谷川　敦	□	25,000	円	30	9	21	栗原市築館字荒田沢41-294	県議会議員	
長谷川　敦	□	25,000	円	30	10	19	栗原市築館字荒田沢41-294	県議会議員	
長谷川　敦	□	25,000	円	30	11	21	栗原市築館字荒田沢41-294	県議会議員	
長谷川　敦	□	25,000	円	30	12	21	栗原市築館字荒田沢41-294	県議会議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	300,000	円						
その他の寄附	／		円						
合計	G		円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳

寄附者の区分（該当する区分を選択）：個人

寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年月日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
守屋　守武	■	300,000 円		気仙沼市長磯浜28-1	県議会議員	
守屋　守武	□	25,000 円	30 1 19	気仙沼市長磯浜28-1	県議会議員	
守屋　守武	□	25,000 円	30 2 21	気仙沼市長磯浜28-1	県議会議員	
守屋　守武	□	25,000 円	30 3 20	気仙沼市長磯浜28-1	県議会議員	
守屋　守武	□	25,000 円	30 4 20	気仙沼市長磯浜28-1	県議会議員	
守屋　守武	□	25,000 円	30 5 21	気仙沼市長磯浜28-1	県議会議員	
守屋　守武	□	25,000 円	30 6 21	気仙沼市長磯浜28-1	県議会議員	
守屋　守武	□	25,000 円	30 7 20	気仙沼市長磯浜28-1	県議会議員	
守屋　守武	□	25,000 円	30 8 21	気仙沼市長磯浜28-1	県議会議員	
守屋　守武	□	25,000 円	30 9 21	気仙沼市長磯浜28-1	県議会議員	
守屋　守武	□	25,000 円	30 10 19	気仙沼市長磯浜28-1	県議会議員	
守屋　守武	□	25,000 円	30 11 21	気仙沼市長磯浜28-1	県議会議員	
守屋　守武	□	25,000 円	30 12 21	気仙沼市長磯浜28-1	県議会議員	
	□	円				
	□	円				
この頁の小計	※	300,000 円				
その他の寄附	／	円				
合計	G	円				

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
佐々木　賢司	■	300,000 円				大崎市三本木蒜袋字向屋敷10-1	県議会議員	
佐々木　賢司	□	25,000 円	30	1	19	大崎市三本木蒜袋字向屋敷10-1	県議会議員	
佐々木　賢司	□	25,000 円	30	2	21	大崎市三本木蒜袋字向屋敷10-1	県議会議員	
佐々木　賢司	□	25,000 円	30	3	20	大崎市三本木蒜袋字向屋敷10-1	県議会議員	
佐々木　賢司	□	25,000 円	30	4	20	大崎市三本木蒜袋字向屋敷10-1	県議会議員	
佐々木　賢司	□	25,000 円	30	5	21	大崎市三本木蒜袋字向屋敷10-1	県議会議員	
佐々木　賢司	□	25,000 円	30	6	21	大崎市三本木蒜袋字向屋敷10-1	県議会議員	
佐々木　賢司	□	25,000 円	30	7	20	大崎市三本木蒜袋字向屋敷10-1	県議会議員	
佐々木　賢司	□	25,000 円	30	8	21	大崎市三本木蒜袋字向屋敷10-1	県議会議員	
佐々木　賢司	□	25,000 円	30	9	21	大崎市三本木蒜袋字向屋敷10-1	県議会議員	
佐々木　賢司	□	25,000 円	30	10	19	大崎市三本木蒜袋字向屋敷10-1	県議会議員	
佐々木　賢司	□	25,000 円	30	11	21	大崎市三本木蒜袋字向屋敷10-1	県議会議員	
佐々木　賢司	□	25,000 円	30	12	21	大崎市三本木蒜袋字向屋敷10-1	県議会議員	
	□	円						
	□	円						
この頁の小計	※	300,000 円						
その他の寄附	／	円						
合計	G	円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊊と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
横山　隆光	■	300,000	円				白石市十王堂前1-1-103	県議会議員	
横山　隆光	□	25,000	円	30	1	19	白石市十王堂前1-1-103	県議会議員	
横山　隆光	□	25,000	円	30	2	21	白石市十王堂前1-1-103	県議会議員	
横山　隆光	□	25,000	円	30	3	20	白石市十王堂前1-1-103	県議会議員	
横山　隆光	□	25,000	円	30	4	20	白石市十王堂前1-1-103	県議会議員	
横山　隆光	□	25,000	円	30	5	21	白石市十王堂前1-1-103	県議会議員	
横山　隆光	□	25,000	円	30	6	21	白石市十王堂前1-1-103	県議会議員	
横山　隆光	□	25,000	円	30	7	20	白石市十王堂前1-1-103	県議会議員	
横山　隆光	□	25,000	円	30	8	21	白石市十王堂前1-1-103	県議会議員	
横山　隆光	□	25,000	円	30	9	21	白石市十王堂前1-1-103	県議会議員	
横山　隆光	□	25,000	円	30	10	19	白石市十王堂前1-1-103	県議会議員	
横山　隆光	□	25,000	円	30	11	21	白石市十王堂前1-1-103	県議会議員	
横山　隆光	□	25,000	円	30	12	21	白石市十王堂前1-1-103	県議会議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	300,000	円						
その他の寄附	／		円						
合計	G		円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊮と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
渡辺　勝幸	■	300,000 円				仙台市若林区沖野6-10-40-2	県議会議員	
渡辺　勝幸	□	25,000 円	30	1	19	仙台市若林区沖野6-10-40-2	県議会議員	
渡辺　勝幸	□	25,000 円	30	2	21	仙台市若林区沖野6-10-40-2	県議会議員	
渡辺　勝幸	□	25,000 円	30	3	20	仙台市若林区沖野6-10-40-2	県議会議員	
渡辺　勝幸	□	25,000 円	30	4	20	仙台市若林区沖野6-10-40-2	県議会議員	
渡辺　勝幸	□	25,000 円	30	5	21	仙台市若林区沖野6-10-40-2	県議会議員	
渡辺　勝幸	□	25,000 円	30	6	21	仙台市若林区沖野6-10-40-2	県議会議員	
渡辺　勝幸	□	25,000 円	30	7	20	仙台市若林区沖野6-10-40-2	県議会議員	
渡辺　勝幸	□	25,000 円	30	8	21	仙台市若林区沖野6-10-40-2	県議会議員	
渡辺　勝幸	□	25,000 円	30	9	21	仙台市若林区沖野6-10-40-2	県議会議員	
渡辺　勝幸	□	25,000 円	30	10	19	仙台市若林区沖野6-10-40-2	県議会議員	
渡辺　勝幸	□	25,000 円	30	11	21	仙台市若林区沖野6-10-40-2	県議会議員	
渡辺　勝幸	□	25,000 円	30	12	21	仙台市若林区沖野6-10-40-2	県議会議員	
	□	円						
	□	円						
この頁の小計	※	300,000 円						
その他の寄附	／	円						
合計	G	円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊝と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳

寄附者の区分（該当する区分を選択）：個人

寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年月日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
遠藤　隼人	■	300,000 円		仙台市泉区泉中央3-32-6-102	県議会議員	
遠藤　隼人	□	25,000 円	30 1 19	仙台市泉区泉中央3-32-6-102	県議会議員	
遠藤　隼人	□	25,000 円	30 2 21	仙台市泉区泉中央3-32-6-102	県議会議員	
遠藤　隼人	□	25,000 円	30 3 20	仙台市泉区泉中央3-32-6-102	県議会議員	
遠藤　隼人	□	25,000 円	30 4 20	仙台市泉区泉中央3-32-6-102	県議会議員	
遠藤　隼人	□	25,000 円	30 5 21	仙台市泉区泉中央3-32-6-102	県議会議員	
遠藤　隼人	□	25,000 円	30 6 21	仙台市泉区泉中央3-32-6-102	県議会議員	
遠藤　隼人	□	25,000 円	30 7 20	仙台市泉区泉中央3-32-6-102	県議会議員	
遠藤　隼人	□	25,000 円	30 8 21	仙台市泉区泉中央3-32-6-102	県議会議員	
遠藤　隼人	□	25,000 円	30 9 21	仙台市泉区泉中央3-32-6-102	県議会議員	
遠藤　隼人	□	25,000 円	30 10 19	仙台市泉区泉中央3-32-6-102	県議会議員	
遠藤　隼人	□	25,000 円	30 11 21	仙台市泉区泉中央3-32-6-102	県議会議員	
遠藤　隼人	□	25,000 円	30 12 21	仙台市泉区泉中央3-32-6-102	県議会議員	
	□	円				
	□	円				
この頁の小計	※	300,000 円				
その他の寄附	／	円				
合計	G	円				

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
深谷　晃祐	■	300,000	円				多賀城市高橋1-7-4	県議会議員	
深谷　晃祐	□	25,000	円	30	1	19	多賀城市高橋1-7-4	県議会議員	
深谷　晃祐	□	25,000	円	30	2	21	多賀城市高橋1-7-4	県議会議員	
深谷　晃祐	□	25,000	円	30	3	20	多賀城市高橋1-7-4	県議会議員	
深谷　晃祐	□	25,000	円	30	4	20	多賀城市高橋1-7-4	県議会議員	
深谷　晃祐	□	25,000	円	30	5	21	多賀城市高橋1-7-4	県議会議員	
深谷　晃祐	□	25,000	円	30	6	21	多賀城市高橋1-7-4	県議会議員	
深谷　晃祐	□	25,000	円	30	7	20	多賀城市高橋1-7-4	県議会議員	
深谷　晃祐	□	25,000	円	30	8	21	多賀城市高橋1-7-4	県議会議員	
深谷　晃祐	□	25,000	円	30	9	21	多賀城市高橋1-7-4	県議会議員	
深谷　晃祐	□	25,000	円	30	10	19	多賀城市高橋1-7-4	県議会議員	
深谷　晃祐	□	25,000	円	30	11	21	多賀城市高橋1-7-4	県議会議員	
深谷　晃祐	□	25,000	円	30	12	21	多賀城市高橋1-7-4	県議会議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	300,000	円						
その他の寄附	／		円						
合計	G		円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
庄田　圭佑	■	300,000 円				仙台市泉区南中山3-13-19	県議会議員	
庄田　圭佑	□	25,000 円	30	1	19	仙台市泉区南中山3-13-19	県議会議員	
庄田　圭佑	□	25,000 円	30	2	21	仙台市泉区南中山3-13-19	県議会議員	
庄田　圭佑	□	25,000 円	30	3	20	仙台市泉区南中山3-13-19	県議会議員	
庄田　圭佑	□	25,000 円	30	4	20	仙台市泉区南中山3-13-19	県議会議員	
庄田　圭佑	□	25,000 円	30	5	21	仙台市泉区南中山3-13-19	県議会議員	
庄田　圭佑	□	25,000 円	30	6	21	仙台市泉区南中山3-13-19	県議会議員	
庄田　圭佑	□	25,000 円	30	7	20	仙台市泉区南中山3-13-19	県議会議員	
庄田　圭佑	□	25,000 円	30	8	21	仙台市泉区南中山3-13-19	県議会議員	
庄田　圭佑	□	25,000 円	30	9	21	仙台市泉区南中山3-13-19	県議会議員	
庄田　圭佑	□	25,000 円	30	10	19	仙台市泉区南中山3-13-19	県議会議員	
庄田　圭佑	□	25,000 円	30	11	21	仙台市泉区南中山3-13-19	県議会議員	
庄田　圭佑	□	25,000 円	30	12	21	仙台市泉区南中山3-13-19	県議会議員	
	□	円						
	□	円						
この頁の小計	※	300,000 円						
その他の寄附	／	円						
合計	G	円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊨と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳

寄附者の区分（該当する区分を選択）：個人

寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	年月日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
髙橋　宗也	■	300,000 円		東松島市野蒜ヶ丘2-27-2	県議会議員	
髙橋　宗也	□	25,000 円	30 1 19	東松島市野蒜ヶ丘2-27-2	県議会議員	
髙橋　宗也	□	25,000 円	30 2 21	東松島市野蒜ヶ丘2-27-2	県議会議員	
髙橋　宗也	□	25,000 円	30 3 20	東松島市野蒜ヶ丘2-27-2	県議会議員	
髙橋　宗也	□	25,000 円	30 4 20	東松島市野蒜ヶ丘2-27-2	県議会議員	
髙橋　宗也	□	25,000 円	30 5 21	東松島市野蒜ヶ丘2-27-2	県議会議員	
髙橋　宗也	□	25,000 円	30 6 21	東松島市野蒜ヶ丘2-27-2	県議会議員	
髙橋　宗也	□	25,000 円	30 7 20	東松島市野蒜ヶ丘2-27-2	県議会議員	
髙橋　宗也	□	25,000 円	30 8 21	東松島市野蒜ヶ丘2-27-2	県議会議員	
髙橋　宗也	□	25,000 円	30 9 21	東松島市野蒜ヶ丘2-27-2	県議会議員	
髙橋　宗也	□	25,000 円	30 10 19	東松島市野蒜ヶ丘2-27-2	県議会議員	
髙橋　宗也	□	25,000 円	30 11 21	東松島市野蒜ヶ丘2-27-2	県議会議員	
髙橋　宗也	□	25,000 円	30 12 21	東松島市野蒜ヶ丘2-27-2	県議会議員	
	□	円				
	□	円				
この頁の小計	※	300,000 円				
その他の寄附	／	円				
合計	G	円				

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分（該当する区分を選択）			個人		
寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額		年月日			住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
村上　久仁	■	300,000	円				名取市大手町六丁目12-8	県議会議員	
村上　久仁	□	25,000	円	30	1	19	名取市大手町六丁目12-8	県議会議員	
村上　久仁	□	25,000	円	30	2	21	名取市大手町六丁目12-8	県議会議員	
村上　久仁	□	25,000	円	30	3	20	名取市大手町六丁目12-8	県議会議員	
村上　久仁	□	25,000	円	30	4	20	名取市大手町六丁目12-8	県議会議員	
村上　久仁	□	25,000	円	30	5	21	名取市大手町六丁目12-8	県議会議員	
村上　久仁	□	25,000	円	30	6	21	名取市大手町六丁目12-8	県議会議員	
村上　久仁	□	25,000	円	30	7	20	名取市大手町六丁目12-8	県議会議員	
村上　久仁	□	25,000	円	30	8	21	名取市大手町六丁目12-8	県議会議員	
村上　久仁	□	25,000	円	30	9	21	名取市大手町六丁目12-8	県議会議員	
村上　久仁	□	25,000	円	30	10	19	名取市大手町六丁目12-8	県議会議員	
村上　久仁	□	25,000	円	30	11	21	名取市大手町六丁目12-8	県議会議員	
村上　久仁	□	25,000	円	30	12	21	名取市大手町六丁目12-8	県議会議員	
	□		円						
	□		円						
この頁の小計	※	300,000	円						
その他の寄附	／	0	円						
合計	G	17,485,000	円						

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊒と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その7）

＜公職選挙法及び政治資金規正法上の寄附の禁止に係る主な留意事項＞
※イ　公職の候補者等は，その公職の任期満了の日の90日前から選挙の日まで，自身の後援団体（ただし，資金管理団体を除く。）への寄附が禁止されていること。
※ロ　その他の政治団体（支部も含む。）は，法人その他の団体からの寄附が禁止されていること。

（その7）　該当団体のみ

※寄附者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(7) 寄附の内訳

寄附者の氏名（団体にあっては，その名称）	小計	金額	寄附者の区分（該当する区分を選択）	年月日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
			政治団体				
たかがい恵美子と未来を創る会	□	300,000円		30 6 26	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館714号	髙階　恵美子	
自由民主党宮城県第六選挙区支部	□	602,000円		30 7 24	登米市迫町佐沼字中江1－10－4 中江第一ビル2F	小野寺五典	
自由民主党宮城県第一選挙区支部	□	832,000円		30 7 27	仙台市青葉区二日町11－12リーベンス二日町101	土井　亨	
自由国民会議	■	68,000円					
自由国民会議	□	24,000円		30 6 27	東京都千代田区平河町2-4-16平河中央ビル5F	臼井　日出男	
自由国民会議	□	44,000円		30 12 25	東京都千代田区平河町2-4-16平河中央ビル5F	臼井　日出男	
	□	円					
	□	円					
	□	円					
	□	円					
	□	円					
	□	円					
	□	円					
	□	円					
	□	円					
この頁の小計	※	1,802,000円					
その他の寄附	／	40,000円					
合計	G	1,842,000円					

※1　同一の者から年間5万円を超える寄附を受けた場合は，個別に記載すること。
ただし，租税特別措置法の規定の適用（課税上の優遇措置）を受ける場合には，年間5万円以下であっても個別に記載する必要があるので留意すること。なお，同一の者から寄附を複数回受けている場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。
※2　候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（特定寄附）には，氏名の前に㊨と記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
※3　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の寄附」欄及び「合計」欄は，「個人」・「法人・その他の団体」・「政治団体」の寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その10）

（10） 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳

特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所名称	開催場所所在地（備考）
第20回政経セミナー	2,000,000 円	200	29 7 4	江陽グランドホテル 5F 鳳凰の間	仙台市青葉区本町2-3-1
第21回政経セミナー	61,600,000 円	6160	30 7 3	江陽グランドホテル 5F 鳳凰の間	仙台市青葉区本町2-3-1
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
この頁の小計	63,600,000 円				
合計	63,600,000 円				

※1 特定パーティーとは，対価に係る収入の金額が「1,000万円以上の政治資金パーティー」のことをいう。なお，特定パーティーを共同で開催した場合は，その旨及び当該他の政治団体名称も記載すること。

※2 この用紙が2枚以上にわたる場合，「合計」欄は，寄附者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その11） | 該当団体のみ

（その11）

※政治資金パーティー及び対価の支払をした者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

（11） 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称	第21回政経セミナー		
		対価の支払をした者の区分（該当する区分を選択）	法人・その他の団体		

対価の支払をした者の氏名（団体にあっては，その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
宮城県衛生環境公社	400,000 円	30 5 22	仙台市青葉区熊ヶ根字野川26-6	佐藤 太利雄	
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
この頁の小計	400,000 円				
合計	400,000 円				

※1 1つの政治資金パーティーにおいて，同一の者からの対価の支払が，合計で「20万円を超えるもの」のみ個別に記載すること。なお，同一の者から複数回対価の支払を受けた場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。

※2 この用紙が2枚以上にわたる場合，「合計」欄は，対価の支払をした者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その11） | 該当団体のみ

（その11）

※政治資金パーティー及び対価の支払をした者の区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

（11） 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称	第21回政経セミナー				
		対価の支払をした者の区分（該当する区分を選択）	政治団体				
対価の支払をした者の氏名（団体にあっては，その名称）	金額	年	月	日	住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては，代表者の氏名）	備考
宮城県医師連盟	500,000 円	30	6	7	仙台市青葉区大手町1-5	佐藤和宏	
自由民主党宮城県第三選挙区支部	370,000 円	30	7	3	名取市手倉田字諏訪609-1	西村明宏	
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
この頁の小計	870,000 円						
合計	870,000 円						

※1 1つの政治資金パーティーにおいて，同一の者からの対価の支払が，合計で「20万円を超えるもの」のみ個別に記載すること。なお，同一の者から複数回対価の支払を受けた場合には，最初にその合計額を記載（小計欄の「□」にチェック）し，次の行から年月日順に内訳を記載すること。

※2 この用紙が2枚以上にわたる場合，「合計」欄は，対価の支払をした者の区分ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その13）

※支出がある場合は，下表に従い必要書類を添付すること（詳細は各様式の注意書き参照）。

団体区分	個別に記載する支出	添付書類	（その14）経常経費内訳書	（その15）政治活動費内訳書
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	左記支出の「コピー機により複写した領収書等の写し」（A4サイズ）	必要	必要
資金管理団体	1件5万円以上の支出		必要	
上記以外の政治団体			不要	

（その13）　支出がある全団体

3　支出項目別金額の内訳

（1）　支出の総括表

	項目	※	金額	うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	備考
1 経常経費	（1）人件費	①	36,160,924 円	円	
	（2）光熱水費	②	711,000 円	円	内訳（その14）
	（3）備品・消耗品費	③	3,040,566 円	円	
	（4）事務所費	④	4,358,283 円	円	
	小計（※①＋②＋③＋④）	⑤	44,270,773 円	円	※該当する支出がない場合は0（ゼロ）を記入すること。
2 政治活動費	（1）組織活動費	⑥	12,230,443 円	円	
	（2）選挙関係費	⑦	219,582 円	円	
	（3）機関紙誌の発行その他の事業費の計（※⑨＋⑩＋⑪＋⑫）	⑧	5,527,095 円	円	※該当する支出がない場合は0（ゼロ）を記入すること。
	ア 機関紙誌の発行事業費	⑨	0 円	円	内訳（その15） ※本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳（その16）
	イ 宣伝事業費	⑩	541,932 円	円	
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	⑪	4,985,163 円	円	
	エ その他の事業費	⑫	0 円	円	
	（4）調査研究費	⑬	1,024,334 円	円	
	（5）寄附・交付金	⑭	26,812,000 円	21,742,000 円	
	（6）その他の経費	⑮	24,500 円	円	
	小計（※⑥＋⑦＋⑧＋⑬＋⑭＋⑮）	⑯	45,837,954 円	21,742,000 円	※該当する支出がない場合は0（ゼロ）を記入すること。
合計（⑤＋⑯）		H	90,108,727 円		

※1　支出がある場合は，国会議員関係政治団体及び資金管理団体は該当する項目の（その14）・（その15）を，その他の政治団体は（その15）を作成すること。

※2　本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は，（その16）を作成すること。

（その15）

※項目別区分及び内訳（小分類）ごとにそれぞれ別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分（該当する区分を選択し，その内訳（小分類）を右欄に記載する。）	内訳（小分類）
	組織活動費	大会費

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
印刷代	79,488 円	30 3 19	新生印刷株式会社	仙台市若林区伊在二丁目4-2-104	
印刷代	443,880 円	30 4 23	新生印刷株式会社	仙台市若林区伊在二丁目4-2-104	
額縁代	58,212 円	30 4 24	サトウ事務用品	仙台市太白区郡山3-16-18	
会場借料	1,546,272 円	30 4 25	株式会社江陽会館	仙台市青葉区本町2-3-1	
記念品代	137,376 円	30 5 11	株式会社藤崎	仙台市青葉区一番町3-2-17	
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
この頁の小計	2,265,228 円				
その他の支出	301,749 円				
合計	2,566,977 円				

※1 1件（数回にわたってなされたときは，その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し，5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その支出」に一括して記載してください。なお，個別に記載した支出を証する書類（領収書等）の写し等を添付してください。

※2 この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の支出」欄及び「合計」欄は，項目別区分及び内訳（小分類）ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その15）

※項目別区分及び内訳（小分類）ごとにそれぞれ別葉とすること。

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分（該当する区分を選択し，その内訳（小分類）を右欄に記載する。）	内訳（小分類）
	組織活動費	行事費

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
飲食代	66,000 円	30 3 24	手作り料理とお酒 ウィング高輪店	東京都港区高輪4-10-18ウィング高輪WEST B1F	
会議会場代	657,129 円	30 4 4	株式会社プリンスホテル	東京都豊島区東池袋三丁目1番5号	
飲食代	91,000 円	30 5 17	仙臺花寅	仙台市青葉区一番町4-2-10東映プラザビル3F	
会議会場代	292,842 円	30 6 13	株式会社江陽会館	仙台市青葉区本町2-3-1	
会場使用料	60,800 円	30 6 4	仙台市市民文化事業団	仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-5	
飲食代	167,200 円	30 8 20	東京ヴァンテアンクルーズ㈱	東京都港区海岸1-12-2	
宿泊代	143,100 円	30 8 21	ベイサイドホテルアジュール竹芝TKPガーデンシティ浜松町	東京都港区海岸1-11-2	
バス代	277,810 円	30 8 27	有限会社ブルーベリー観光バス	富谷市新町57	
飲食代	75,000 円	30 8 30	クルプスキュールカフェ店	仙台市青葉区春日町2-1	
企画運営代	481,351 円	30 9 7	株式会社第一広告社	仙台市青葉区一番町3-7-1電力ビル7F	
弁当代	115,000 円	30 11 26	株式会社菅原屋	登米市中田町宝江黒沼字浦45-2	
飲食代	108,000 円	30 11 28	株式会社パーフェクトスカイ	仙台市国分町1-7-18	
飲食代	231,897 円	30 12 27	梵天丸 新本恭雄	仙台市青葉区国分町2-10-23	
	円				
	円				
この頁の小計	2,767,129 円				
その他の支出	1,044,893 円				
合計	3,812,022 円				

※1 1件（数回にわたってなされたときは，その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し，5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その支出」に一括して記載してください。なお，個別に記載した支出を証する書類（領収書等）の写し等を添付してください。

※2 この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の支出」欄及び「合計」欄は，項目別区分及び内訳（小分類）ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その15）

※項目別区分及び内訳（小分類）ごとにそれぞれ別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分（該当する区分を選択し，その内訳（小分類）を右欄に記載する。）	内訳（小分類）
	組織活動費	組織対策費

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
郵便料金	79,352円	30 1 22	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	
郵便料金	57,323円	30 5 21	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	
郵便料金	674,932円	30 9 10	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	
郵便料金	53,300円	30 9 20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	
郵便料金	584,815円	30 10 22	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	
郵便料金	50,198円	30 11 20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	
購読料	130,200円	30 3 7	自由民主党会計課	東京都千代田区永田町1-11-23	
購読料	210,000円	30 12 11	自由民主党会計課	東京都千代田区永田町1-11-23	
購読料	105,000円	30 12 25	自由民主党会計課	東京都千代田区永田町1-11-23	
印刷代	59,400円	30 9 21	新生印刷株式会社	仙台市若林区伊在二丁目4-2-104	
街頭警備料	174,960円	30 10 9	ワールド警備保障株式会社	仙台市青葉区二日町17-18	
計数機レンタル料	84,240円	30 10 31	株式会社ムサシ仙台支店	仙台市青葉区本町1-11-2	
旅費	150,000円	30 11 15	村上智行	岩沼市本町8-1-303	
リーフレット印刷代	378,000円	30 11 26	株式会社ビービーラボ	仙台市青葉区立町1-2広瀬通東武ビル4F	
宿泊代	180,000円	30 12 4	株式会社ティーケーピー	東京都新宿区市谷八幡町8番地TKP市ヶ谷ビル2F	
この頁の小計	2,971,720円				
その他の支出	2,423,504円				
合計	5,395,224円				

※1 1件（数回にわたってなされたときは，その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し，5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その支出」に一括して記載してください。なお，個別に記載した支出を証する書類（領収書等）の写し等を添付してください。

※2 この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の支出」欄及び「合計」欄は，項目別区分及び内訳（小分類）ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その15）

※項目別区分及び内訳（小分類）ごとにそれぞれ別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分（該当する区分を選択し，その内訳（小分類）を右欄に記載する。）	内訳（小分類）
	組織活動費	渉外費

支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
協賛金	50,000円	30	2	9	建国記念の日を祝う宮城県民大会実行委員会	仙台市青葉区本町1-9-8 県神社庁内	
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
この頁の小計	50,000円						
その他の支出	146,620円						
合計	196,620円						

※1 1件（数回にわたってなされたときは，その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し，5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その支出」に一括して記載してください。なお，個別に記載した支出を証する書類（領収書等）の写し等を添付してください。

※2 この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の支出」欄及び「合計」欄は，項目別区分及び内訳（小分類）ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その15）

※項目別区分及び内訳（小分類）ごとにそれぞれ別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分（該当する区分を選択し，その内訳（小分類）を右欄に記載する。）	内訳（小分類）
	組織活動費	**慶弔交際費**

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
この頁の小計	0 円				
その他の支出	259,600 円				
合計	259,600 円				

※1　1件（数回にわたってなされたときは，その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し，5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その支出」に一括して記載してください。なお，個別に記載した支出を証する書類（領収書等）の写し等を添付してください。

※2　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の支出」欄及び「合計」欄は，項目別区分及び内訳（小分類）ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その15）

※項目別区分及び内訳（小分類）ごとにそれぞれ別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分（該当する区分を選択し，その内訳（小分類）を右欄に記載する。）	内訳（小分類）
	選挙関係費	公認・推薦料

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
この頁の小計	0 円				
その他の支出	180,000 円				
合計	180,000 円				

※1　1件（数回にわたってなされたときは，その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し，5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その支出」に一括して記載してください。なお，個別に記載した支出を証する書類（領収書等）の写し等を添付してください。

※2　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の支出」欄及び「合計」欄は，項目別区分及び内訳（小分類）ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その15）

※項目別区分及び内訳（小分類）ごとにそれぞれ別葉とすること。

（3）政治活動費の内訳	項目別区分（該当する区分を選択し，その内訳（小分類）を右欄に記載する。）	内訳（小分類）
	選挙関係費	印刷費

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
この頁の小計	0 円				
その他の支出	39,582 円				
合計	39,582 円				

※1 1件（数回にわたってなされたときは，その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し，5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その支出」に一括して記載してください。なお，個別に記載した支出を証する書類（領収書等）の写し等を添付してください。

※2 この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の支出」欄及び「合計」欄は，項目別区分及び内訳（小分類）ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その15）

※項目別区分及び内訳（小分類）ごとにそれぞれ別葉とすること。

（3）政治活動費の内訳	項目別区分（該当する区分を選択し，その内訳（小分類）を右欄に記載する。）					内訳（小分類）	
	宣伝事業費					広報宣伝費	
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
ホームページ更新料	140,184 円	30	5	28	株式会社第一広告社	仙台市青葉区一番町3-7-1電力ビル7F	
ホームページ更新料	89,100 円	30	9	7	株式会社第一広告社	仙台市青葉区一番町3-7-1電力ビル7F	
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
この頁の小計	229,284 円						
その他の支出	42,260 円						
合計	271,544 円						

※1　1件（数回にわたってなされたときは，その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し，5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その支出」に一括して記載してください。なお，個別に記載した支出を証する書類（領収書等）の写し等を添付してください。

※2　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の支出」欄及び「合計」欄は，項目別区分及び内訳（小分類）ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その15）

※項目別区分及び内訳（小分類）ごとにそれぞれ別葉とすること。

（3）政治活動費の内訳	項目別区分（該当する区分を選択し，その内訳（小分類）を右欄に記載する。）	内訳（小分類）
	宣伝事業費	**自動車維持費**

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
自動車保険料	**163,750** 円	30 6 12	**三井住友海上火災保険株式会社**	**東京都千代田区神田駿河台3-9**	
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
この頁の小計	163,750 円				
その他の支出	106,638 円				
合計	270,388 円				

※1　1件（数回にわたってなされたときは，その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し，5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その支出」に一括して記載してください。なお，個別に記載した支出を証する書類（領収書等）の写し等を添付してください。

※2　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の支出」欄及び「合計」欄は，項目別区分及び内訳（小分類）ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その15）

※項目別区分及び内訳（小分類）ごとにそれぞれ別葉とすること。

（3）政治活動費の内訳	項目別区分（該当する区分を選択し，その内訳（小分類）を右欄に記載する。）	内訳（小分類）
	政治資金パーティー開催事業費	第21回政経セミナー

支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
印刷代	446,904 円	30	5	22	新生印刷株式会社	仙台市若林区伊在2丁目4-2-104	
会場代	4,501,828 円	30	7	11	株式会社江陽会館	仙台市青葉区本町2-3-1	
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
この頁の小計	4,948,732 円						
その他の支出	36,431 円						
合計	4,985,163 円						

※1　1件（数回にわたってなされたときは，その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し，5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その支出」に一括して記載してください。なお，個別に記載した支出を証する書類（領収書等）の写し等を添付してください。

※2　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の支出」欄及び「合計」欄は，項目別区分及び内訳（小分類）ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その15）

※項目別区分及び内訳（小分類）ごとにそれぞれ別葉とすること。

（3）政治活動費の内訳	項目別区分（該当する区分を選択し，その内訳（小分類）を右欄に記載する。）	内訳（小分類）
	調査研究費	研修会費

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
会場料	207,470円	30 6 22	株式会社ティーケーピー	仙台市青葉区本町1-5-31	
会場料	91,640円	30 11 26	株式会社ティーケーピー	仙台市青葉区本町1-5-31	
会場料	77,080円	30 11 26	株式会社ティーケーピー	仙台市青葉区本町1-5-31	
会場料	246,774円	30 12 19	株式会社ティーケーピー	仙台市青葉区本町1-5-31	
昼食代	51,180円	30 7 21	有限会社守屋寿し	名取市増田北谷246-1	
バス代	70,740円	30 7 26	仙台富士交通株式会社	富谷市志戸田宮前1-2	
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
この頁の小計	744,884円				
その他の支出	279,450円				
合計	1,024,334円				

※1　1件（数回にわたってなされたときは，その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し，5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その支出」に一括して記載してください。なお，個別に記載した支出を証する書類（領収書等）の写し等を添付してください。

※2　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の支出」欄及び「合計」欄は，項目別区分及び内訳（小分類）ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その15）

※項目別区分及び内訳（小分類）ごとにそれぞれ別葉とすること。

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分（該当する区分を選択し，その内訳（小分類）を右欄に記載する。）	内訳（小分類）
	寄附・交付金	寄附金

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
寄附金	1,000,000円	30 1 12	仁田和廣政策研究会	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字上ノ台11-1	
寄附金	870,000円	30 10 19	仁田和廣政策研究会	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字上ノ台11-1	
寄附金	300,000円	30 8 1	相沢みつや政治経済研究会	仙台市青葉区国分町1-3-5	
寄附金	225,000円	30 8 1	みやぎ政経懇話会	仙台市青葉区堤通雨宮町4-34-301	
寄附金	335,000円	30 8 1	みなと塩釜21	塩釜市海岸通10-13グリーンビル1F	
寄附金	255,000円	30 8 1	髙橋伸二後援会	柴田郡柴田町船岡中央1-9-12	
寄附金	495,000円	30 8 1	村上智行後援会	岩沼市中央1-2-20 1F西	
寄附金	210,000円	30 8 1	佐々木幸士後援会	仙台市太白区長町6-15-15	
寄附金	425,000円	30 8 1	本木会	石巻市大瓜字八津山33-1	
寄附金	130,000円	30 8 1	仙塩県政政策研究会	塩釜市清水沢1-15-15	
寄附金	50,000円	30 8 3	長谷川敦後援会	栗原市築館字荒田沢41-294	
寄附金	70,000円	30 8 3	横山たかみつ後援会	白石市字十王堂前1-1-101	
寄附金	75,000円	30 8 10	ガイア21の会	大崎市古川三日町1-3-28	
寄附金	50,000円	30 8 10	守屋守武後援会	気仙沼市長磯浜28-1	
寄附金	25,000円	30 8 10	東松島政経フォーラム	東松島市野蒜ヶ丘2-27-2	
この頁の小計	4,515,000円				
その他の支出	0円				
合計	円				

※1 1件（数回にわたってなされたときは，その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し，5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その支出」に一括して記載してください。なお，個別に記載した支出を証する書類（領収書等）の写し等を添付してください。

※2 この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の支出」欄及び「合計」欄は，項目別区分及び内訳（小分類）ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その15）

※項目別区分及び内訳（小分類）ごとにそれぞれ別葉とすること。

（3）政治活動費の内訳	項目別区分（該当する区分を選択し，その内訳（小分類）を右欄に記載する。）	内訳（小分類）
	寄附・交付金	寄附金

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
寄附金	75,000円	30 8 21	ふるさと宮城22	仙台市若林区河原町1-7-29-101	
寄附金	85,000円	30 8 21	庄田けいすけ後援会	仙台市泉区南中山3-13-19	
寄附金	80,000円	30 10 2	深谷晃祐後援会	多賀城市高橋1-7-4	
寄附金	315,000円	30 10 3	光政策研究会	仙台市宮城野区福田町1-12-20	
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
この頁の小計	555,000円				
その他の支出	0円				
合計	5,070,000円				

※1　1件（数回にわたってなされたときは，その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し，5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その支出」に一括して記載してください。なお，個別に記載した支出を証する書類（領収書等）の写し等を添付してください。

※2　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の支出」欄及び「合計」欄は，項目別区分及び内訳（小分類）ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その15）

※項目別区分及び内訳（小分類）ごとにそれぞれ別葉とすること。

（3）政治活動費の内訳	項目別区分（該当する区分を選択し，その内訳（小分類）を右欄に記載する。）						内訳（小分類）		
	寄附・交付金						交付金		
支出の目的	金額		年	月	日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）		備考
支部交付金	50,000	円	30	1	8	自由民主党鳴子支部	大崎市鳴子温泉字新屋敷86-2		
支部交付金	50,000	円	30	3	8	自由民主党瀬峰支部	栗原市瀬峰寺浦29-1		
支部交付金	50,000	円	30	4	10	自由民主党蔵王町支部	刈田郡蔵王町大字円田字屋敷3		
支部交付金	50,000	円	30	4	11	自由民主党角田市支部	角田市平貫字住吉28		
支部交付金	50,000	円	30	7	11	自由民主党大郷町支部	黒川郡大郷町中村字原1		
支部交付金	21,042,000	円	30	7	11	自由民主党仙台市区支部連合会	仙台市青葉区国分町3-8-17-1004		
支部交付金	50,000	円	30	8	3	自由民主党迫支部	登米市迫町新田字北深沢137		
支部交付金	50,000	円	30	9	8	自由民主党名取市支部	名取市植松1-7-5		
支部交付金	50,000	円	30	9	27	自由民主党本吉町支部	気仙沼市本吉町津谷松尾75-6		
支部交付金	50,000	円	30	10	16	自由民主党古川支部	大崎市古川七日町11-3第一佐々木屋ビル2F		
支部交付金	50,000	円	30	11	7	自由民主党柴田町支部	柴田郡柴田町船岡中央1-9-12		
支部交付金	50,000	円	30	11	27	自由民主党鹿島台支部	大崎市鹿島台広長字大上下20-3		
支部交付金	50,000	円	30	11	29	自由民主党大和町支部	黒川郡大和町吉岡字館下128-10		
支部交付金	50,000	円	30	12	27	自由民主党白石市支部	白石市八幡町12-14		
支部交付金	50,000	円	30	12	27	自由民主党岩沼市支部	岩沼市本町8-1-303		
この頁の小計	21,742,000	円							
その他の支出	0	円							
合計	21,742,000	円							

※1　1件（数回にわたってなされたときは，その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し，5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その支出」に一括して記載してください。なお，個別に記載した支出を証する書類（領収書等）の写し等を添付してください。

※2　この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の支出」欄及び「合計」欄は，項目別区分及び内訳（小分類）ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その15）

※項目別区分及び内訳（小分類）ごとにそれぞれ別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分（該当する区分を選択し，その内訳（小分類）を右欄に記載する。）	内訳（小分類）
	その他の経費	**その他の経費**

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
	円				
この頁の小計	0 円				
その他の支出	24,500 円				
合計	24,500 円				

※1 1件（数回にわたってなされたときは，その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し，5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その支出」に一括して記載してください。なお，個別に記載した支出を証する書類（領収書等）の写し等を添付してください。

※2 この用紙が2枚以上にわたる場合，「その他の支出」欄及び「合計」欄は，項目別区分及び内訳（小分類）ごとに，最後のページにのみ記載すること。

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
寄附・交付金	50,000円	30 1 8	自由民主党鳴子支部	大崎市鳴子温泉字新屋敷86-2	
寄附・交付金	50,000円	30 3 8	自由民主党瀬峰支部	栗原市瀬峰寺浦29-1	
寄附・交付金	50,000円	30 4 10	自由民主党蔵王町支部	刈田郡蔵王町大字円田字屋敷3	
寄附・交付金	50,000円	30 4 11	自由民主党角田市支部	角田市平貫字住吉28	
寄附・交付金	50,000円	30 7 11	自由民主党大郷町支部	黒川郡大郷町中村字原1	
寄附・交付金	21,042,000円	30 7 11	自由民主党仙台市区支部連合会	仙台市青葉区国分町3-8-17-1004	
寄附・交付金	50,000円	30 8 3	自由民主党迫支部	登米市迫町新田字北深沢137	
寄附・交付金	50,000円	30 9 8	自由民主党名取市支部	名取市植松1-7-5	
寄附・交付金	50,000円	30 9 27	自由民主党本吉町支部	気仙沼市本吉町津谷松尾75-6	
寄附・交付金	50,000円	30 10 16	自由民主党古川支部	大崎市古川七日町11-3第一佐々木屋ビル2F	
寄附・交付金	50,000円	30 11 7	自由民主党柴田町支部	柴田郡柴田町船岡中央1-9-12	
寄附・交付金	50,000円	30 11 27	自由民主党鹿島台支部	大崎市鹿島台広長字大上下20-3	
寄附・交付金	50,000円	30 11 29	自由民主党大和町支部	黒川郡大和町吉岡字館下128-10	
寄附・交付金	50,000円	30 12 27	自由民主党白石市支部	白石市八幡町12-14	
寄附・交付金	50,000円	30 12 27	自由民主党岩沼市支部	岩沼市本町8-1-303	
この頁の小計	21,742,000円				
合計	21,742,000円				

※1 （その13）の備考（本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出）に記載しされているものについて，その内訳を，（その13）の支出項目（項目別区分）ごとに全て記載してください。
※2 この用紙が2枚以上にわたる場合，「合計」欄は，最後のページにのみ記載すること。

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無				
資産等の項目別区分	有	無	備考	資産等が有の場合は以下の様式を作成
ア　土地	□	■		（その18－1）
イ　建物	□	■		（その18－2）
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	■		（その18－3）
エ　取得の価額が100万円を超える動産	■	□		（その18－4）
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	■		（その18－5）
カ　金銭信託	□	■		（その18－6）
キ　有価証券	□	■		（その18－7）
ク　出資による権利	□	■		（その18－8）
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	■		（その18－9）
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	■		（その18－10）
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	■		（その18－11）
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	■		（その18－12）

※　各項目別区分の「有無」について，該当する□を選択すること。「有」を選択した場合は，該当する項目別区分の（その18）を作成すること。

（その18-4）

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	エ 取得の価額が100万円を超える動産							
摘要（品目）	金額（取得価額）	取得年月日（年号・年・月・日）				数量（数量・単位）		備考	
宣伝自動車	1,450,000 円	H	21	6	12	1	台	・	
宣伝自動車	37,631,386 円	H	29	6	28	1	台	・	
	円								
	円								
	円								
	円								
	円								
	円								
	円								
	円								
	円								
	円								
	円								
	円								
	円								
	円								

※1 （その17）で「エ 取得の価額が100万円を超える動産」を「有」にした場合は，その内訳をこの用紙に記載すること。
※2 「摘要」欄には品目を，「金額」欄には取得の価額を，「取得年月日」欄には取得した年号（昭和→S，平成→H）及び日付を，「数量」欄には数量及び品目の単位を記載すること。

（その20）

宣　　誓　　書

添 付 書 類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は，政治資金規正法に従って作成したものであって，真実に相違ありません。

平成　31　年　2　月　15　日

政治団体の名称　**自由民主党宮城県支部連合会**

会計責任者の氏名　**入野田　博**　

（氏名を記入し押印するか，又は会計責任者本人が署名してください。）

＜解散の場合のみ記入する＞

代 表 者 の 氏 名　　㊞

（氏名を記入し押印するか，又は代表者本人が署名してください。）

※1　解散の場合は，会計責任者及び代表者の記名押印又は署名が必要（解散時以外は，代表者の記名押印又は署名は不要）となること。
※2　「監査意見書」は，「政党の本部」又は「政治資金団体」のみが提出し，「政党の支部」及び「その他の政治団体（資金管理団体に指定されている場合も含む）」は不要となること。
※3　「国会議員関係政治団体」は，「政治資金監査報告書」を提出する必要があること。なお，収支報告書は政治資金監査を受けた上での宣誓・提出となること。